

埼玉県地域クラブ活動推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 少子化が進展する中、学校と地域との連携・協働により中学生等の多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備することを目的に、埼玉県地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、学校と地域との連携・協働により中学生等の多様な活動の場と機会となる地域クラブ活動の推進に係る次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域クラブ活動の在り方に関すること。
- (2) 地域クラブ活動推進の方針等に関すること。
- (3) 市町村の取組の支援に関すること。
- (4) 県民等への周知に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域クラブ活動及び学校部活動に関し必要な事項。

(組 織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

(役員の委嘱・任命)

第4条 会長は、教育局市町村支援部長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、保健体育課を所管する教育局県立学校部副部長及び義務教育指導課を所管する市町村支援部副部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は別表に掲げる者を充て、教育長が委嘱、任命する。

(会長等)

第5条 会長は協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第6条 委員等の任期は、1年とする。ただし、委員等が欠けた場合の補充の委員等の任期は、その残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は会長が招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

3 会議及び会議録は、公開とする。ただし、出席した委員等の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(作業部会)

第8条 会議で協議される事項の企画、調整等を図るため、協議会に作業部会を置く。

2 作業部会は、会長が必要と認めた者をもって充てる。

(会議録)

第9条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員等の氏名
- (3) 議事の経過
- (4) その他必要な事項

(事務局)

第10条 協議会の事務局は教育局県立学校部保健体育課及び教育局市町村支援部義務教育指導課に置くものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

教育局市町村支援部部長
教育局県立学校部副部長
教育局市町村支援部副部長
コーディネーター (学識経験者)
埼玉県都市教育長協議会代表
埼玉県町村教育長会代表
埼玉県中学校校長会代表
埼玉県中学校体育連盟代表
埼玉県PTA連合会代表
公益財団法人埼玉県スポーツ協会代表
一般社団法人埼玉県文化団体連合会代表
埼玉県教職員組合代表
埼玉教職員組合代表
教育局県立学校部県立学校人事課長
教育局県立学校部高校教育指導課長
教育局県立学校部保健体育課長
教育局市町村支援部小中学校人事課長
教育局市町村支援部義務教育指導課長
教育局市町村支援部生涯学習推進課長
教育局市町村支援部文化資源課長
知事部局県民生活部文化振興課長
知事部局県民生活部スポーツ振興課長